

死亡退職金と相続税

その①

～死亡退職金の「非課税枠」～

死亡退職金と相続税

死亡退職金について説明する内容は 次の通りです

1. 死亡退職金の「非課税枠」が使える（その①動画で説明）
2. 死亡退職金は遺産分割の対象？（その②動画で説明）
3. 個人事業主でも使える死亡退職金（その③動画で説明）

生前退職金と死亡退職金の違い

● 生前退職金とは

- ・・・ 定年や早期退職、任期満了による退職により会社から払われる退職金を指します。

支払われた退職金は所得税の対象

● 死亡退職金とは

- ・・・ お亡くなりになったことに起因して会社から払われる退職金を指します。

支払われた退職金は相続税の対象

死亡退職金に含まれるもの

●死亡退職金とは

退職金・功労金など退職手当として支払われるもの

【詳細は】

※死亡後3年以内に金額の確定したものが該当します
(3年経過後に金額の確定したものは相続人の所得税)

生前に退職していて、死亡後3年以内に退職金が確定するものも含まれます

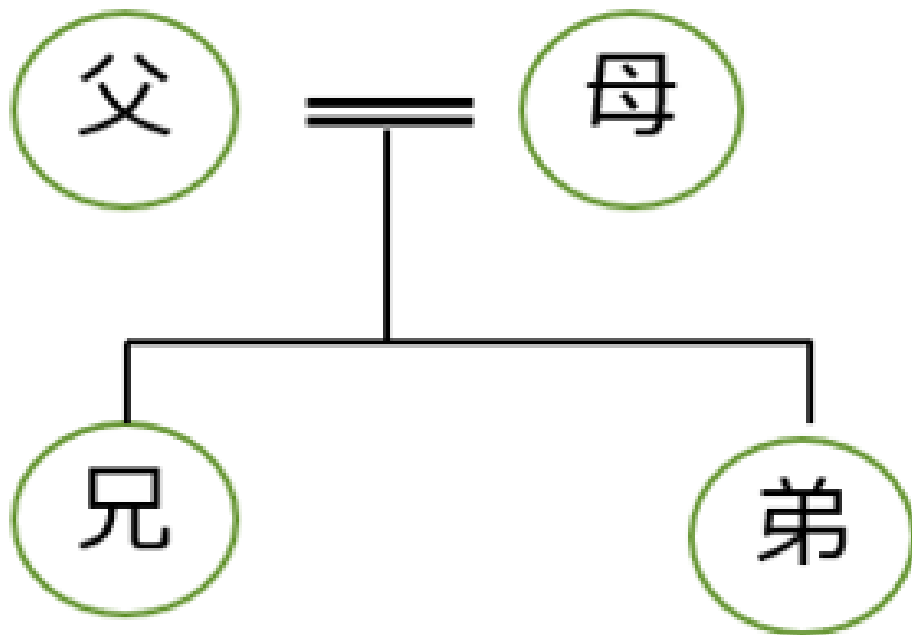
お金だけでなく現物支給もOK

死亡保険金の「非課税枠」の計算方法

死亡退職金の非課税枠

500万円 × 法定相続人の数 で計算

(相続の放棄をした人がいても法定相続人の数に含める)



死亡退職金の「非課税枠」を活用するメリット

- 生前退職金で受取ると相続時の現金残高が相続税の対象
→ **死亡退職金で受け取れば非課税枠まで相続税の対象外**
- 相続人が多ければ多いほど非課税枠が多くなる
※相続人の数は相続税の基礎控除額とルールが同じです
→ **養子縁組1人 or 2人までOK**

相続人の数	死亡退職金の非課税枠
1人	500万円
2人	1,000万円
3人	1,500万円
4人	2,000万円
5人	2,500万円

- 相続人以外の方が受け取った死亡退職金は非課税枠の対象外

END